

募集

食生活改善推進員(食改さん)を募集します

食生活改善推進員は、「私達の健康は私達の手で」のばそう健康寿命「つなごう郷土の食」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。町が開催する研修会に参加し修了すると、次年度から食生活改善推進員として活動することができます。

研修会では、健康の基本である「食」を中心に講義や調理実習などを通して、健康づくりについて楽しく学びます。

まずは自分のために、そして家族や地域みんなの健康づくりのために一緒に学んでみませんか。

- ▼対象 町内在住の人(平日の日中、研修会に参加できる人)
- ▼研修期間 令和5年4月～令和6年3月(研修会は計7回開催予定)
- ▼研修内容 健康づくりのための栄養や食の基礎知識の学習および調理実習
- ▼受講料 無料
- ▼申し込み方法

相談

行政相談委員に相談してみませんか

町では、行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

- ▼開催日時 2月15日(水) 午後1時から午後3時まで
- ▼会場 町役場3階 第3委員会室
- ▼その他 相談無料・秘密厳守
- ▼問い合わせ先 総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

人権擁護・行政相談委員合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の

3月20日(月)までに電話で申し込んでください。

▼申し込み先 保健福祉課 健康づくり係 ☎(62)2115



町奨学生を募集します

町では、令和5年度の奨学生を募集します。対象者は、町内に住所を有し、今年の4月から高等学校に進学する人です。

詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。

- ▼奨学資金の額 月額2万円以内
- ▼貸与期間 令和5年4月から在学する学校の正規の修業期間
- ▼出願方法 ・奨学生願書と奨学生推薦調書を在学する学校経由で教育総務課へ提出してください。書類は、教育総務課で配付します。
- ・奨学生願書には、連帯保証人の署名が必要です。
- ・連帯保証人は、成年者で独立

案内

「税に関する習字」を展示します

町納税貯蓄組合連合会では、町内の小学校3年生から6年生までの皆さんに税についての正しい知識と関心を持っていただくため、毎年「税に関する習字」コンクールを開催しています。

今年も児童の皆さんから多数の作品が寄せられました。厳正な審査の結果、各学年の特選2点、準特選4点、佳作6点が選ばれました。

入賞作品は、町役場庁舎内に次のとおり展示しますので、ぜひ

の生計を営む者1人となります。

- ▼貸与の決定 貸与の可否は、学校長を経て出願者へ通知します。
- ▼奨学資金の交付 毎月、生徒名義の口座に振り込みます。
- ▼問い合わせ先 教育総務課 教育総務係 ☎(62)5677

のない人

- ③秘密保護を遵守できる人
- ▼年会費 3000円
- ▼身分と報酬 統計調査員は、統計調査の都度、国または県が任命する非常勤の公務員です。調査活動の報酬は、法律や条例に基づき、調査の種類や活動日数などを基に支払われます。
- ▼申し込み・問い合わせ先 企画財務課 企画調整係 ☎(62)2112

農業

「野生ねまがりたけ」の出荷・採取について

本町で出荷自粛となっている「野生ねまがりたけ」は、令和4年度から所定の検査で基準値を下回った場合のみ、採取・出荷管理台帳に登録された出荷先に出荷できるようにしました。

▼国有林からの採取について 今までは国有林から「野生ねまがりたけ」を採取することは認められていませんでしたが、令和5年1月から森林管理署と借り受けに関する契約を締結することで、個人でも採取が可能となりました。契約締結には、1

補助金

令和4年度浄化槽維持管理事業費補助金の手続きをお忘れなく

町では、猪苗代湖をはじめとする公共用水域の水質保全のため、浄化槽を適正に維持管理している人に対し、その費用の一部を補助しています。

申請は、1年度に1回限りです。忘れずに手続きしてください。

- ▼補助対象となる主な要件
 - ①法律で義務付けられている「保守点検(県登録業者に委託)」、「清掃(町許可業者に委託)」、「11条法定検査(県指定検査機関が実施)」の3つを全て完了していること
 - ②下水道等の供用開始区域以外で浄化槽を使用していること
 - ③下水道、農業集落排水に接続

種類 人槽	合併処理浄化槽		単独処理 浄化槽
	窒素リン除去型	左記以外	
5	17,000円	10,000円	6,000円
6~7	20,000円	13,000円	8,000円
8~10	25,000円	16,000円	10,000円
11~20	33,000円	—	—
21~30	50,000円	—	—
31~40	67,000円	—	—
41~50	84,000円	—	—

▼申請期限 3月31日(金)

▼申請書等 町ホームページに申請書等の様式や必要書類一覧を掲載しています。

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道係 ☎(62)5633

生活

4月からごみの出し方が変わります

4月から「商品プラの日」「小型家電の日」「金属くずの日」をそれぞれ設けます。「商品プラ」「小型家電」は、今までどおり町指定のごみ袋か半透明のごみ袋に入れて出してください。「金属くず」は、袋には入れずに、ごみ収集場所に設置してあるコンテナへ直接入れてください。



直接コンテナへ

収集日は、3月に配布する「令和5年度ごみリサイクルカレンダー」をご覧ください。

▼ごみを出すときの注意点

- 「商品プラ」
 - ・おもちゃなどの乾電池は、必ず外してから出す。
 - ・泥が付着したものの、汚れのひどいものは、一度水洗いをしてから出す。
 - ・プラスチック以外のものが入っているときは、分解してから出す。
- 「小型家電」
 - ・リモコンや時計など、乾電池が入っているものは、必ず外してから出す。
 - ・分別できるものは分別する。
- 「金属くず」
 - ・CDやカセットテープの紙(歌詞カード・ジャケット等)は、取って出す。(※紙は古紙へ)

【例】

- 「照明器具」
 - ・傘(シェード)＝「商品プラ」
 - ・器具本体＝「小型家電」
- 「電球や蛍光灯」
 - ・「燃やせないごみ」
- 「炊飯器」
 - ・本体＝「小型家電」
 - ・釜＝「金属くず」

【金属くず】

刃物類(包丁・草刈機の刃等)は危険なので、新聞紙などに包んで出す。

【燃やせないごみ】

針、くぎ、画びょう、ヘアピン、傘、鍋などのガラスの蓋は、燃やせないごみに出す。

◎いずれも、ごみ収集場所に出せるのは、町指定のごみ袋(65センチ×50センチ)に入る程度の大きさのものです。それより大きいものは、「粗大ごみの日」に出すようにしてください。



町指定のごみ袋

◎大きな「金属くず」は、コンテナに入れず、収集場所内に直置きでも構いません。細かいものは、必ずコンテナに入れるようにしてください。

◎それ以外のごみが混ざっている場合は、回収できませんのでご注意ください。

分別収集の成果

令和4年度に「商品プラ」「小型家電」「金属くず」を分別収集

お知らせ

地域おこし協力隊活動報告会を開催します

町内で活動する地域おこし協力隊をご存知でしょうか。現在、8人の「地域おこし協力隊」が在籍しており、町内で様々な活動を展開しています。

協力隊は町外から猪苗代町に移住し、任期満了後の定住を見据えて、新たな視点での工夫を凝らしながら、「地域おこし」のため日々の活動に励んでいます。そんな隊員について町民の皆さんに知ってもらうため、本年度も活動内容の発表を予定しています。来場者プレゼントも配布予定です。興味や関心のある人はこの機会にぜひご参加ください。

詳細については、来月号でお知らせします。

▼日時 3月23日(木) 午後2時から午後4時まで(午後1時30分開場)

▼会場 学びいな 大研修室
※新型コロナウイルスの感染症対策をしながら開催します。

▼問い合わせ先
企画財務課 企画調整係
☎(62) 2112

議会

3月議会が始まります

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は町役場3階です。傍聴する人は、傍聴席入口にある受付票に住所・氏名・年齢を記入し、入場してください。また、児童・乳幼児は、許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。なお、議事を妨害する恐れのある人は入場できないなど、傍聴の際には注意事項がありますので、職員の指示に従ってください。

※新型コロナウイルス感染症

助成事業

磐根区にLED防犯灯を整備

磐根区では、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業である令和4年度コミュニティ助成事業を活用し、区内にLED防犯灯37基を整備しました。



新たに整備されたLED防犯灯

▼問い合わせ先
総務課 行政管理係
☎(62) 2111

☎(62) 2111

福祉

猪苗代町地域包括支援センターが移転します

町地域包括支援センターが運営委託先の変更に伴い、現在の町立猪苗代病院から移転します。

▼移転先
猪苗代町地域福祉交流センター内
(猪苗代町大字千代田字中島26番地2)

●予備自衛官補を募集します

採用種目	資格	受付期間	試験期日
一般	18歳以上 34歳未満の者	1月10日(火)～4月6日(木)	4月8日(土)～23日(日)のいずれか指定された1日
技能	18歳以上で国家免許資格等を有する者		

※予備自衛官補とは、一般社会人や学生を予備自衛官補として採用し、教育訓練終了後、予備自衛官として任用する制度です。予備自衛官になると、普段は社会人として、それぞれの職業に従事しながら、有事または災害の際には、召集に応じ後方警備や後方支援等の任務にあたります。

【問い合わせ先】自衛隊 福島地方協力本部 会津若松出張所(会津若松市門田町大字黒岩字大坪 57-1) ☎(27) 6724

住民基本台帳の写しの閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況についてお知らせします。
(閲覧期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

町民生活課 町民係 ☎(62)2114

◆国または地方公共団体の請求によるもの(法第11条)

閲覧日	国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和4年5月18日	福島県総務部県民広報室	令和4年度福島県政世論調査	15歳以上の男女
令和4年6月1日	福島県保健福祉部健康づくり推進課	けんこうふくしま21調査	字鶴田、字本町、字城南、字町尻に居住する15歳以上の男女
令和4年10月31日	自衛隊福島地方協力本部	自衛官および自衛官候補生の募集に伴う広報のため	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの日本人男女

◆個人または法人の申し出によるもの(法第11条の2)

閲覧日	申出者の氏名 (法人の場合はその名称および代表者氏名)	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和4年3月16日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	大字八幡、字山神原、大字山瀧、字横まくり、字横マクリ、字六角、大字若宮に居住する20歳以上の男女

善意をありがとうございます

○小林栄顕彰会 冊子約90冊

小林栄顕彰会は12月19日、町に「野口英世の恩師 小林栄」約90冊を寄贈しました。鬼多見賢副理事長らが同日、町役場を訪れ、宇南山忠明教育長に冊子を手渡しました。



冊子を手渡す鬼多見副理事長(右)ら

春の全国火災予防運動

全国統一防火標語 3/1(水)～7(火)

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

住宅防火いのちを守る10のポイント！

4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは、火のそばを離れない。
4. コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. ストープやこんろ等は、安全装置の付いた機器を使用する。
2. 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する。
4. 消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

猪苗代消防署 ☎(62)4433

<申告相談のご案内>

令和4年分申告相談会を次のとおり開催します。感染拡大防止のため、十分に感染症対策をした上で会場にお越しください。

- 開催日 2月14日～17日、20日～22日、24日、27日、28日
3月1日～3日、5日～10日、13日～15日
※詳しくは、広報猪苗代1月号または町ホームページ、税務課備え付けのチラシでご確認ください。
- 会場 町役場3階 正庁
※全期間、役場正庁で実施します。3階まではエレベーターをご利用ください。
- 感染症対策のお願い
 - ①午前8時45分～午前9時45分と午後1時～午後2時の間は、待合所が大変混み合います。来場時間をずらして、密にならないようご協力ください。
 - ②マスクを着用してお越しください。
 - ③咳・発熱等の症状がある人や、体調のすぐれない人は来場をご遠慮ください。
 - ④役場正面玄関にあるA1サーマルカメラでの検温と手指消毒をしてください。
 - ⑤スマホやパソコンから国税庁ホームページにアクセスして簡単に申告書が作成できます。提出方法は、マイナンバーカードを使って送信するほか、印刷して郵送することも可能です。新型コロナウイルス感染症対策のため、ぜひご利用ください。
- 問い合わせ先 税務課 賦課係 ☎(62)2113

会津若松税務署からのお知らせ

【確定申告書作成会場について】

●会場 アピオスペース1階 大会議室(会津若松市インター西90番地)

●期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※土曜日・日曜日・祝日除く

●時間 午前9時15分～午後4時

●入場整理券が必要です

会場内の混雑緩和のため、「入場整理券」を会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。

●確定申告書の作成はスマホで！

会場では、ご自身のスマホを使用して確定申告書を作成していただきますので、次のものをご持参ください。

①スマホ

②マイナンバーカード

③マイナンバーカードの発行時に設定した2つのパスワード

●税務署での対応

上記期間中は、税務署に確定申告書作成会場は設置していません。

【確定申告はぜひスマホで】

次のSTEPの順に、**スマホ画面に従って操作を**すると、確定申告書を作成することができます。

(STEP1) 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ、次のブラウザでアクセスしてください。

○iPhoneの人・・・「Safari」

○Androidの人・・・「Chrome」

(STEP2)

送信方法の選択

○マイナンバーカード方式(マイナンバーカードとマイナンバーカードに対応するスマホが必要です。)

○ID・パスワード方式(事前に税務署へ、ID・パスワード方式の届出が必要です。)

(STEP3)

収入・所得金額や所得控除等の入力

(STEP4) 入力した内容の確認とデータの送信

(STEP5) 確定申告書等帳票PDFの保存と確認

●確定申告電話相談センター

●期間 1月13日(金)～3月15日(水)

※土曜日・日曜日・祝日除く

●時間 午前8時30分～午後5時

☎(27)4311(番号0を選択)